

令和7年度地方自治体における情報システム(生活保護)の 標準仕様書改定に向けた調査研究業務一式 第5回検討会 議事概要

日 時：令和8年1月15日(木) 10:00～12:00

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、横浜市、
仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、新宿区、福岡県

(オブザーバー)

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社 IJC、株
式会社法研、株式会社熊本計算センター、総務省、デジタル庁、厚生労働省大臣官房
情報化担当参事官室、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)

アビームコンサルティング株式会社 (以下、アビーム)

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 第7回全国意見照会の結果共有
 - (2) その他
3. 閉会

【配布資料】

- 資料1 事務局資料
資料2 全国意見照会回答票 (生活保護システム)
資料3 全国意見照会回答票 (レセプト管理システム)
資料4 標準仕様書 2.3 版 (案) _生活保護システム
資料5 標準仕様書 2.3 版 (案) _レセプト管理システム

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

■議事(1)について

- 全国意見照会回答票や標準仕様書 2.3 版 (案) について、意見等ある場合は教えて
いただきたい。(アビーム)

- 標準仕様書 2.3 版（案）の介護券受領書の帳票レイアウトについて、指定介護機関名の欄に指定医療機関名の項目の記載があるため、項目名を指定介護機関名に修正してほしい。（熊本計算センター）
 - 承知した。標準仕様書 2.3 版公開前に、全体を通して誤字脱字等がないか確認する。（アビーム）
- 意見照会回答票（レセプト管理システム標準仕様書）の健診情報の突合のための宛名番号管理機能（機能 ID: 0350157）に対する意見について、検討中と示していたが、要件の考え方に「被保護者の宛名番号については、生活保護システムから連携されていることが一般的である。生活保護システムから受け取った宛名番号をレセプト管理システムに登録した際に、宛名番号の修正が必要な場合は、生活保護システム側で宛名番号を修正した上で、再度レセプト管理システムに被保護者の宛名番号を連携し登録しなおす運用を想定している。」の文言を加える形で対応する。後ほど該当部分を更新した資料を送付する。（アビーム）
- 弊社は住民記録システムから生活保護システムに宛名番号を連携して管理する運用をしているが、その場合、宛名番号の修正は住民記録システム側で対応する形で問題ないか。（熊本計算センター）
 - その認識で問題ない。住民記録システムで宛名番号を附番し、生活保護システムを経由してレセプト管理システムに連携する運用も想定されるため、住民記録システムからの連携も要件の考え方に記載する。（アビーム）
 - 宛名番号の修正削除機能の実装方法として、生活保護システムで修正、削除された被保護者データをレセプト管理システムに反映する形で問題ないという認識か。（富士通 Japan）
 - その認識で問題ない。機能 ID: 0350157 については健診情報の運用のための機能であり、制度運用上の観点から生活保護システム、レセプト管理システムのいずれにおいても機能が実装され、自治体がどちらのシステムを用いるかを選択できる整理としている。宛名番号の修正削除機能は生活保護システム、レセプト管理システムの両方で実装されることが望ましいが、レセプト管理システムで機能を使用しない整理としていただくことも可能である。（アビーム）
 - 了解した。（富士通 Japan）
 - 全国意見照会回答票や標準仕様書 2.3 版（案）について、追加で意見がある場合は、1/16 までに連絡してほしい。その内容を反映した後に標準仕様書 2.3 版を確定し、事務局で公表のための作業に移る想定である。（アビーム）
- 当市で標準化移行にあたって、ベンダから標準準拠システムの機能要件の実装状況一覧を受領した際に、標準仕様書上で実装区分が標準オプション機能のため実装されず、業務運用に支障をきたす項目が複数あった。このため、実装区分の変更に関する意見について、実装必須にする必要がないか、標準オプションにした際にどのような影響があるのかを再度慎重に検討する必要があると考える。また、現在標準オプション機能について、ベンダによって実装しないと判断している状況であるため、標準オプション機能に関して実装区分を変える必要がないかを定期的に検討す

る仕組みをつくってほしい。(東大阪市)

- 標準オプション機能については、ベンダが自社の開発状況や人員等のリソースを踏まえて、現時点では実装の対応をしないと判断している事例が想定される。今後はどの機能が自治体にとって求められているのかを把握しつつ、実装区分の検討においては判断基準を明確化したうえで、再度検討してみることも一案と考える。(庄司昌彦氏)
- 現時点では令和7年度に開発や調達を実施することを想定して標準仕様書の検討を進めているが、令和7年度を経て標準化移行が一定程度完了した際に、標準オプション機能を実装必須機能にするかどうかについての検討が求められる可能性があると認識した。標準オプション機能の対応について、必要に応じて今後の検討事項として整理する。(アビーム)
- 各事業者の標準オプション機能の開発や実装状況を可視化するための一覧表等の作成や整理も有用と考える。また、現状、実装区分の検討に係る変更要否の判断基準が曖昧になっている部分があると考えられるため、判断基準の検討については議論があっても良いと考えている。判断基準として、例えば実装必須にするべきと回答した自治体数や、機能が必要と主張している自治体の人口規模等が考えられる。
一方で、標準化移行によって、これまで各自治体がカスタマイズで実装していた機能が実装できなくなることは事実である。システム上の機能が一部なくなる場合には、その機能がない中でどのように対応するかを検討し、適応していくために人員が必要であれば、人員を増員するために人事課や財政担当課に要求するなどの対応も実施することが重要という点を意識しておくべきである。(後藤省二氏)
- 実装区分は、デジタル庁が示す地方公共団体情報システム標準化基本方針の記載を踏まえて検討を進めてきた。今後、実装区分の判断基準の見直し検討を行う場合に、生活保護システム独自で実装区分の判断基準を作成可能かデジタル庁に伺いたい。(アビーム)
- 新たに実装区分の判断基準の定義が必要な場合は検討するため、当庁に相談してほしい。実装必須機能、標準オプション機能以外に実装区分を増やすのは難しいが、実装区分の判断基準の考え方や情報収集の方法等について検討する必要がある場合は対応する。(デジタル庁)
- 実装区分の変更要望があった際にどのような基準で変更するかが検討のポイントである。実装区分の基準は、自治体の多数決が良いのか、人口規模が良いのか等の方針について相談できると良い。(庄司昌彦氏)

■議事(2)について

- 検討会資料送付について、自治体によってはワнтаイムファイル共有に対応できないため、送付方法を再検討してほしい。(東大阪市)
 - 本検討会の資料について、メール送付する際はファイル容量の関係で分割する必要があったため、共有フォルダでの送付とした。自治体によってワнтаイム

ファイル共有に対応できない状況を把握したため、次回以降はファイルを分割しメールで資料送付する。(アビーム)

以上